

議事要旨(4) リース会計専門委員会の検討状況について

冒頭、都常勤委員（専門委員長）より、本日は、IASBにおけるリース会計基準の再公開草案に向けた審議の内容を紹介し、意見を交換したい旨の説明がなされた。また、神谷専門研究員より、説明資料〔審議事項(4)〕に基づき詳細な説明がなされた。

説明に対する委員からの主な質問や意見と、それらに対する事務局からのコメントは次のとおりである。

- ある委員より、借手について、不動産のリースと不動産以外のリースとで取扱いを分けており、英語の表現を踏まえると定額費用処理の対象となる範囲が異なるようにもみられるが、このように暫定決定がなされた経緯に関して質問があった。これに対し、事務局からは、この暫定決定は、IASBにとって、FASBとのコンバージェンスのための次善の決定として行われたものであり、特に不動産のリースに関してリース費用が期間の経過とともに逡減するアプローチでは経済性を表わさない等の懸念が示されたことに対応したものであるとの回答があった。
- 同じ委員より、借手の会計処理について、リース期間と対象資産の経済的耐用年数の割合によって異なるアプローチを適用することとされている点に関して、ここでいう経済的耐用年数とは、最初のリース期間の開始時点における経済的耐用年数と解するのか、個々のリース契約を締結する時点ごとで判断することになるのかとの質問があった。これに対し、事務局からは、既にIASBに対して同様の質問が寄せられていると認識しているが、この場合の経済的耐用年数の解釈については、現時点では必ずしも明らかではないとの回答があった。
- ある委員より、借手の実務上の便法について、不動産以外のリースでは、リース期間が対象資産の経済的耐用年数に占める割合が「重要ではない(insignificant)」等の場合に当初の公開草案で提案された会計処理と同様のアプローチを用いることになっている一方、不動産のリースでは、リース期間が原資産の経済的耐用年数の「大部分(major part)」を占めるなどの場合に定額アプローチを用いることになっている点に関して、「重要ではない(insignificant)」という用語と「大部分(major part)」という用語の意味合いについて質問があった。これに対し、事務局からは、「重要ではない(insignificant)」という用語は、「大部分(major part)」という用語と異なり、現行のIAS第17号には存在しない用語であることから、現時点では明確な共通の理解はないものと考えられるとの回答があった。

以上